

0 1 . 9 0

国有財産法と国有特許権等について

1. 国有財産法第2条は、国有財産を「国の負担において国有となった財産又は法令の規定により、若しくは寄附により国有となった財産であって次に掲げるものをいう。」と規定し、同条第1項第5号に「特許権、著作権、商標権、実用新案権その他これらに準ずる権利」が掲げられているから、~~国有の特許権等（意匠権は「その他これらに準ずる権利」として含まれる。）は、国有財産法第2条第1項第5号の規定により、同法上の権利対象となっている。意匠権は「その他これらに準ずる権利」に含まれる。~~
2. 国有財産は行政財産と普通財産に分類されるが、特許権等は、行政目的に使用されるものを除き、普通財産に属する（国有財産法3条）。
3. 普通財産は、原則として国有財産法第6条により、財務大臣が管理処分権限を有するとされている（国有財産法6条）が、特許権等については、同法第8条第1項ただし書「引き継ぐことを適当としないものとして政令で定めるもの」（国有財産法8条1項ただし書）、具体的には、~~同法施行令第5条第1項第3号~~「前二号の外当該財産の管理及び処分を財務大臣においてすることが技術その他の関係から著しく不適当と認められるもの」（国有財産法施行令5条1項3号）に該当し、同法第8条第2項の規定より当該財産を所管する各省各庁の長が管理処分権限を有することとなる（国有財産法8条第2項）。
4. 各省各庁の長とは、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、各省大臣、最高裁判所長官及び会計検査院長である（国有財産法4条2項）。は、~~各省各庁の長は、国有財産法第9条第1項の規定により~~国有財産に関する事務の一部を部局等の長に分掌することができ（国有財産法9条1項）、この場合には部局等の長は、自己の名において管理処分することができる。部局等とは、各省各庁の長の授権行為の内容によって定まるものであり、各省各庁の内部部局に限定されるわけではない。
5. なお、物品管理法は、そもそも動産を対象としており、国有の特許権等は、物品管理法の規制対象とはならない。

(改訂平成2 5-3・6-1-1)